

七宗町立七宗小学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「七宗町立七宗小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく組織を活用して行う。

<一定の人間関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

<心理的又は物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記①②の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(3) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(4) 学校としての構え

- ・ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・ 全ての児童が基礎学力を定着し、「分かった、できた」という満足感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・ 帰りの会で、仲間のすばらしい点を認め合う活動を位置づける等、全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより、児童会でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心の響く豊かな体験活動を充実する。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

- ・ 命の大切さを認識できるように、体験活動や道徳教育を充実する。
- ・ 「ひびきあい集会」を中心として、差別を許さず、思いやりの心をもって関わろうという人権意識を育てる。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・ 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 日頃から児童との会話の中で、携帯電話やインターネット及びSNSを活用している実態を把握していく。
- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、高学年の児童や保護者対象で研修会を行う。
- ・ ノーメディアデーを位置づけたり、TV・ゲームを中心にメディアに向かう時間を1日1時間以内という約束を位置づけたりして、保護者と連携しながら過度なメディア視聴をしないように指導を充実させていく。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート(心アンケート・保存期間5年)の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。特に、児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア：少なくとも3か月いじめに係る行為が継続的に止んでいる。

イ：被害児童本人及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないと面談等で確認する。

- ・ 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。
- ・ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。

(2) 教育相談の充実

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」を安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・ 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、教育相談コーディネーター、生徒指導主事や教頭を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ等、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・ いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを十分に受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・ 保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいく。

(5) 関係機関等との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大実態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を措置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、低高代表担任 等
 学校職員以外：(必要に応じて)
 保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、医師、民生児童委員
 人権擁護委員 等

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式等での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・ 文書、HPによる「学校いじめ防止基本方針」等の発信 ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ 職員研修（「基本方針」確認、前年度のいじめの実態と対応等） ・ P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 	「学校いじめ防止基本方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談実施 ・ QU 検査実施 → 分析 → 職員研修 ・ 学校運営協議会で「方針」説明 ・ 民生児童委員との情報交流 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員との情報交流 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談実施 ・ 「教職員取組評価（学校評価）アンケート」及び対策見直し ・ 5・6年生向けネットいじめ研修（児童・保護者） 	夏季休業中の指導 第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会） ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ 職員研修会の実施（各学級のいじめの実態と対応等） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員との情報交流 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談実施 ・ QU 検査実施 → 分析 → 職員研修 ・ 民生児童委員との情報交流 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ 「ひびきあい集会」に向けた取組 （全校でのいじめ防止対策の取組） ・ 民生児童委員との情報交流 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひびきあい集会」の開催（各クラスのいじめ防止の発表） ・ 「教職員取組評価（学校評価）アンケート」及び対策見直し ・ 民生児童委員さんとの情報交流 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談実施 ・ 職員研修会の実施（各学級のいじめの実態と対応等） ・ 民生児童委員との情報交流 	

2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・民生児童委員との情報交流 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（各学級のいじめの実態と対応等） ・1年間の対策の振り返りと次年度の見直し ・民生児童委員との情報交流 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実認識を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明をし、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者との連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第一号）、いじめにより児童が相当の期間（およそ30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第二号）、また児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合については、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。(いじめ未然防止対策委員会)
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。(教職員アンケートで確実に評価する。)
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 資料の保管

- ・ 定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録などは資料として重要となることから、5年間保存する。
- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、卒業後、面談の記録や相談内容等を中学校に引き継ぐ。

令和8年4月策定